

# 福岡市地域支援施策一覧(令和4年度)

令和4年4月1日現在

1 地域活動全般			
名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<p><b>●共創自治協議会事業</b> 市民と行政との共働のまちづくりと住民自治を推進するため、自治協議会で取り組まれる住みよいまちづくりに向けた、さまざまな活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 自治協議会</p> <p><b>要件</b> 構成団体や実施事業等に要件があります。</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>助成額</b> 5段階の人口区分に応じて、253万円～401万円を上限に助成</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。</p>
<p><b>●町内会活動支援事業</b> 自治会・町内会で取り組まれる、地域の活性化や課題解決のための幅広い活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 市内の自治会・町内会、認可地縁団体</p> <p><b>要件</b> 地域の活性化や、課題解決につながると考えられる事業を幅広く対象とします。</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>助成額</b> 事業の内容や、合同で事業を実施する町内会等の数により、補助率や補助限度額が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 2分の1以内 または 5分の4以内</li> <li>・補助限度額 5万円 または 10万円 (1団体の場合)</li> </ul> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。</p>
<p><b>●市民活動保険制度</b> 公益的な活動に参加する市民・指導者を対象とした保険制度です。</p>	<p><b>対象となる活動</b></p> <p>○福岡市内の自治会・町内会、自治協議会、または5人以上の市民により組織され、活動の拠点が福岡市内にある団体が、継続的・計画的に行う公益的な活動</p> <p>※ただし、文化・スポーツ活動は、自治会・町内会、自治協議会が主催・共催する活動のみ対象</p> <p>○公民館が主催で行う活動</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>保障内容</b></p> <p>(1)賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人 1人6,000万円まで 1事故3億円まで</li> <li>・対物 1事故300万円まで</li> <li>・受託物 1事故300万円まで</li> </ul> <p>(2)傷害(1事故1人あたり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 500万円</li> <li>・後遺障害 程度により死亡保険金の4～100%</li> <li>・入院 1日3,000円(180日を限度)</li> <li>・通院 1日2,000円(90日を限度)</li> <li>・手術 手術の程度に応じた定額</li> </ul> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。</p>
<p><b>●共創による地域づくりアドバイザー派遣制度</b> 地域の活動について経験、技能、知識等を持ち、助言ができる人を自治会等へ派遣し、地域活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 自治会・町内会、自治協議会</p>	<p><b>派遣分野</b></p> <p>(1)地域のまちづくり全般に関すること</p> <p>(2)町内会等の組織の運営に関すること</p> <p>(3)地域の課題解決につながる町内会等の活動に関すること</p> <p>※アドバイザーへの謝金は不要ですが、活動によっては物品を揃える必要があります。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。</p>

<p><b>●出前講座</b> 市職員が地域に伺い、市の取り組みや暮らしに役立つ情報を分かりやすく説明します。</p>	<p><b>対象</b> 市内に在住するか、通勤・通学するおおむね10人以上で構成されたグループ</p>	<p><b>支援内容</b> 「安全・安心」「ごみ・環境」など13ジャンル、約200の講座を取りそろえ、各講座の担当課が出前講座を開催。開催時期は6月～翌年3月。講師料、交通費など講座にかかる費用は無料ですが、会場は申し込むグループで準備してください。 ※詳細は、各区役所や情報プラザ（市役所1階）などで配布している「福岡市出前講座テーマ集」か市ホームページをご覧ください。 (<a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/sicho/kocho/opinion/demaekouza/demaekouza.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/sicho/kocho/opinion/demaekouza/demaekouza.html</a>)。</p>	<p>・市長室広聴課 (TEL711-4067/ FAX733-5580)</p> <p>※出前講座は直接各申込先へご連絡ください。</p>
<p><b>●福岡市地域人材バンク</b> 地域の団体や市民グループが学習会などを行うとき、講師・指導者の情報を探しやすいするため、6分野の様々な経験を備えた方を登録しています。</p>	<p><b>対象</b> 生涯学習活動を行う団体など</p>	<p><b>支援内容</b> 福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」(<a href="http://gakushu.city.fukuoka.lg.jp">http://gakushu.city.fukuoka.lg.jp</a>)で、登録者の情報を公開しています。講師・指導者に依頼したい場合は、各分野の人材バンク管理者へお尋ねください。</p>	<p>・市民局生涯学習課 (TEL711-4653/ FAX733-5768)</p> <p>各分野の人材バンク管理者については各講師情報最下部のお問い合わせ先参照</p>
<p><b>●地域集会施設助成制度</b> 集会施設の新築・購入、増築・改築、修繕、借上又は会議室等借上に要する費用の一部を補助する制度です。また、集会施設を設置するための土地を取得する資金の融資を幹旋します。</p>	<p><b>対象</b> 自治会・町内会などの自治組織</p> <p><b>建設費等助成の主な要件</b> (1)集会施設の設置が当該地域住民の福祉の向上に寄与するものであること。 (2)集会施設の延べ床面積が原則として40平方メートル以上（借上は20平方メートル以上）であること。 (3)集会施設の用に供する土地について所有もしくは借地していること。 (4)集会施設の設置について当該自治組織等の2/3以上の同意があること。 (5)集会施設の設置に必要な資金の積み立ての実績があること。</p>	<p><b>助成額</b> (1)建設費等助成 補助率：1/2 補助限度額： ・新築・購入…800万円 ・増築・改築…200万円(290万円) ※耐震改修工事を併せて行う場合は90万円を加算 ・修繕…100万円 ・借上（16回を限度）…50万円/年 ・会議室等借上…2万円/年 (2)集会施設用地購入資金融資制度 ・融資額…用地購入経費の80%以内 （2,500万円を限度） ・融資利率…長期プライムレートと同率固定（最大3.0%） ・償還期間…15年以内</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・各区地域支援課</p> <p>※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。</p>

<p><b>●自治協議会等による住民基本台帳閲覧手数料の減免</b> 自治協議会等が公益性の高い活動を行うにあたり、活動の対象となる地域住民を把握するため、住民基本台帳の閲覧を行う場合に閲覧手数料を減免します。</p>	<p><b>対象となる団体</b> 本市内の自治協議会、自治会・町内会等 <b>対象となる活動</b> 公益性が高く、かつ特定の年齢層の住民を対象に行う活動で、地域住民の個人情報を収集する必要があるもの。 <b>要件</b> ①個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定めておくこと。 ②地域住民に活動を行うにあたって閲覧を行う旨を周知し、承認を得ておくこと。 ③閲覧した個人情報の保管の方法、廃棄の方法・時期などの管理方法や閲覧事項を取り扱う者の範囲を定めておくこと。</p>	<p><b>支援内容</b> 閲覧手数料として通常、1件あたり300円かかるものを無料とします。</p>	<p>・市民局戸籍住民課 (TEL711-4074/ FAX733-5595) ・各区地域支援課 ・各区市民課 ・各出張所</p> <p>※各区担当課、各出張所の連絡先は巻末に掲載しています。</p>
<p><b>●ボランティア体験プログラム</b> NPO・ボランティア活動に興味のある市民に、これらの活動を一定期間体験してもらい、活動参加へのきっかけをつくりま</p>	<p><b>対象</b> 【体験プログラム参加者】 NPO・ボランティア活動に興味のある市民 【受け入れ団体】 地域ボランティア活動団体、市内NPO法人、市内ボランティア団体など</p>	<p><b>申込み方法</b> ボランティア体験プログラム参加を希望する方、受け入れを希望する団体は、福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみんへご連絡ください。  ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん (TEL:724-4801/ FAX:724-4901)</p>
<p><b>●地域の国際交流の支援</b> 地域と外国人住民との交流を行う自治協議会等を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 自治会・町内会などの自治組織、自治協議会等</p>	<p><b>支援内容</b> (1)通訳・翻訳 地域行事に日本語が分からない外国人住民が参加する場合、語学ボランティアを派遣し、通訳や翻訳を行い地域活動をサポートします。 (2)講師紹介・派遣 「多文化共生への取組み」等をテーマとした講座やセミナーなどへ、講師の紹介や派遣を行います。※講師費用など一部有料 (3)日常生活アドバイス 外国人住民に、ごみ出しルールや交通マナーなどの日常生活のルールを理解してもらうための出前講座を行います。 (4)地域行事企画サポート 防災訓練・夏祭り・運動会・自治会総会などの地域行事に外国人住民の参加を呼びかけ、効果的に行うための工夫など企画をサポートします。</p>	<p>・福岡市国際会館（福岡よかトピア国際交流財団） (TEL:262-1744 / FAX:262-2700)</p> <p>※詳しくは、財団ホームページ参照 (<a href="https://www.fcif.or.jp/event/community/">https://www.fcif.or.jp/event/community/</a>)</p>

2 福祉																					
名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先																		
<b>●ふれあいネットワーク</b> 一人暮らしの高齢者など支援を要する方々が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や地域団体等が連携して、日常的な見守りや生活支援（買い物・ゴミ出し等）等を行い、地域のネットワークづくりを推進する場合に、活動費の一部を助成します。	<b>対象</b> 校区社会福祉協議会 <b>活動内容</b> ・見守り、訪問（声かけ） ・日常生活支援 ・定例会（校区会議・班会議）の開催 ・関係機関への連絡、協力要請 ・校区住民への広報 等	<b>助成額</b> 均等割分と人口割分の合計額 ・均等割分 7万円 ・人口割分 校区人口に応じた額（5～9万円）に、校区自治会総数に占める実施自治会数の割合をかけた額（いずれも年額）	・各区社協事務所 ※各区社協事務所の連絡先は巻末に掲載しています。																		
<b>●ふれあいサロン</b> 家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感の解消や、寝たきり、認知症の予防、介護予防などを目的として、公民館や集会所等で、健康チェックや体操、レクリエーションなどを行う場合に、活動費の一部を助成します。	<b>対象</b> 校区社会福祉協議会 <b>要件</b> ・利用者数 1回5人以上 ・開催回数 月1回以上、1回2時間以上 ・ボランティア数 常時3人以上 ・活動内容 地域住民やボランティアとの交流に関すること 健康づくりに関すること 趣味やレクリエーションに関すること 等	<b>助成額</b> 実施回数に3,000円をかけた額（年額）	・各区社協事務所 ※各区社協事務所の連絡先は巻末に掲載しています。																		
<b>●校区広報紙発行事業</b> 地域住民を対象に、福祉に対する理解と認識を高めるため、地域福祉又はボランティアの啓発を目的とする広報紙を発行する場合に、その経費の一部を助成します。	<b>対象</b> 校区社会福祉協議会 <b>要件</b> 広報紙を年1回以上発行し、校区内全世帯配布又は隣組回覧をすること	<b>助成額</b> 総発行部数に応じて ～5,000部 3万円 ～10,000部 4万円 10,001部～ 5万円 （いずれも年額）	・各区社協事務所 ※各区社協事務所の連絡先は巻末に掲載しています。																		
<b>●福岡市老人クラブ活動事業補助金</b>	<b>対象</b> 本市老人クラブ運営基準を満たす老人クラブ <b>要件</b> 同一地域に居住する高齢者の自主的な組織で、会員数が概ね30人以上など、組織、運営、活動等について要件あり。 ※詳細は、お問い合わせください。	<b>助成額</b> 老人クラブが行う社会奉仕活動、教養レクリエーション活動及び健康増進事業に必要な経費について、4,800円（上限）に活動月数を乗じて得た額の範囲で実支出額を限度として助成 ※詳細は、お問い合わせください。	・各区福祉・介護保険課 ※各区福祉・介護保険課の連絡先は巻末に掲載しています。																		
<b>●認知症カフェ開設支援事業</b> 認知症の人への効果的な支援、認知症の人の家族の介護負担の軽減及び地域住民への認知症の啓発の促進のために、「認知症カフェ」を新たに開設する団体に対して、開設や運営にかかる経費の一部を助成します。	<b>対象</b> 認知症カフェを開設する団体 <b>要件</b> 原則として、月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすることや認知症の人やその家族などからの相談に対応できる人員を1名以上配置すること（福岡市から人員の紹介も可能）一などの条件があります。 ※詳細は、お問い合わせください。	<b>助成額</b> 補助金は1事業に限り、3年を限度として交付します。 ※詳細は、お問い合わせください。	・福祉局認知症支援課 (TEL:711-4891) (FAX:733-5587)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th colspan="2">補助率</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規開設</td> <td>1年目</td> <td>5分の4以内</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>2,3年目</td> <td>2分の1以内</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他(※)</td> <td>1年目</td> <td>5分の4以内</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2,3年目</td> <td>2分の1以内</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助率		補助限度額	新規開設	1年目	5分の4以内	100,000円	2,3年目	2分の1以内	50,000円	その他(※)	1年目	5分の4以内	50,000円	2,3年目	2分の1以内	25,000円	
事業区分	補助率		補助限度額																		
新規開設	1年目	5分の4以内	100,000円																		
	2,3年目	2分の1以内	50,000円																		
その他(※)	1年目	5分の4以内	50,000円																		
	2,3年目	2分の1以内	25,000円																		

### 3 子ども

名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<b>●子育て交流サロン (地域子育て交流支援事業)</b> 地域の見守りのもと、乳幼児親子が自由に集い交流できる子育て交流サロンの開設・運営を支援します。	<b>対象</b> 子育て交流サロン運営団体	<b>支援内容</b> 地域ぐるみで子育てを支援する体制づくり、子育て交流サロンを運営する子育てサポーターの養成、サロン運営の支援等（相談、情報提供、広報等）※詳細はお問い合わせください。	・各区地域保健福祉課（城南区は子育て支援課） ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載していません。
<b>●子どもの夢応援事業</b> 子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援するため、活動経費の一部を助成します。	<b>対象</b> 小学校区単位または中学校区単位で活動している団体等で、地域で子どもの健全育成を目的に活動している団体又は地域の子ども団体 <b>対象となる事業</b> 地域の子どもを対象とし、子どもたちが企画、実施するなど主体的に関わるユニークで夢のある取り組みで、子どもを育む活動の活性化が期待できる事業	<b>助成額</b> 補助対象経費の2/3以内で、6万円を限度 ※詳細は、各区担当課へお問い合わせください。	博多区・中央区・南区・西区は企画振興課 東区・城南区・早良区は地域支援課 ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載していません。
<b>●遊びの達人派遣事業</b> 地域の子どもの健全育成を推進する団体が開催する活動に遊びの達人を派遣します。	<b>対象</b> 小学校区単位または中学校区単位で活動している団体等で、子どもの健全育成を目的に活動している団体 <b>対象となる活動</b> ・地域の子どもたちを対象にした子どもの集団遊びの促進を図る活動など ・遊びを通して大人と子どものふれあいを促進するための活動 など	<b>支援内容</b> 地域の子どもたちを対象にした活動に、登録されている遊びの指導者を市が派遣 (1)分野 レクリエーション、野外活動・キャンプ、スポーツ・ニュースポーツ、自然体験活動、伝承遊びなど (2)費用負担 講師への謝金は市が負担します。 ※詳細は、各区担当課へお問い合わせください。	博多区・中央区・南区・西区は企画振興課 東区・城南区・早良区は地域支援課 ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載していません。
<b>●研修講師派遣事業</b> 地域の子どもの健全育成を推進する団体が開催する研修会等に講師を派遣します。	<b>対象</b> 小学校区単位または中学校区単位で活動している団体等で、子どもの健全育成を目的に活動している団体 <b>対象となる研修</b> ・地域全体で子どもを育むという意識を高めることをねらいとした研修会など ・地域の育成団体の活動の充実、活性化をねらいとした子どもリーダー、ジュニアリーダー研修会など	<b>支援内容</b> 地域団体が開催する研修会に、登録されている講師を市が派遣 (1)分野 家庭教育、子どもの権利、スポーツ・レクリエーション、文化活動、安全・安心、人材育成、社会的課題など (2)費用負担 講師への謝金は市が負担します。 ※詳細は、各区担当課へお問い合わせください。	博多区・中央区・南区・西区は企画振興課 東区・城南区・早良区は地域支援課 ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載していません。

<p><b>●若者のぷらっとホームサポート事業</b> 地域において、中高生を中心とした若者の居場所づくりを実践している団体や新たに開設する団体に対し、事業費を助成します。</p>	<p><b>対象</b> ・福岡市内で中高生を中心とした若者が利用者である居場所づくりを実施する団体 ・居場所は月1回以上、1回あたり概ね3時間以上開設すること ・居場所開設時間中は常駐できる責任者1名及び活動補助等を行うスタッフ1名以上を配置すること ・その他要件あり、詳細はお問い合わせください。</p>	<p><b>補助対象経費</b> 若者の居場所の開設及び事業実施に要する経費（※補助対象外経費あり）</p> <p><b>補助額</b> 賃借料・会場借上料の有無及び開設頻度に応じ、年間3万円から30万円まで</p> <p><b>補助期間</b> 居場所を開設中の団体 ：原則3年間 居場所を新たに開設する団体 ：原則4年間 ※一定の要件を満たしている場合は、最大4年間の補助期間の延長あり</p>	<p>・こども未来局こども健全育成課 (TEL711-4188/ FAX733-5534)</p>
<p><b>●障がい児地域交流支援事業</b> 障がい児と地域の子どもたちとの交流を促進するための催し等を実施する地域等の団体に事業費の一部を助成します。</p>	<p><b>対象</b> 障がい児と地域の子どもたちとの交流事業を行う地域団体等</p>	<p><b>助成対象事業</b> 障がい児を地域の子どもたちとの交流を促進するための催し等</p> <p><b>助成額</b> 1団体につき上限10万円 ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・こども未来局こども発達支援課 (TEL711-4178/ FAX733-5534)</p>
<p><b>●子どもの食と居場所づくり支援事業</b> 子どもたちへの温かい食事の提供に加えて、大人と一緒に調理をしたり、宿題をしたり、子ども同士の遊び体験をしたりするような居場所づくりを行う団体に事業費の一部を助成します。</p>	<p><b>対象</b> 地域団体やNPO、ボランティア団体等で、定款・会則等を備えている団体</p>	<p><b>支援内容</b> 冷蔵庫、調理器具等の初期経費と食材費や印刷消耗品費等の運営経費のほか、学習支援に係る経費を助成（※補助対象外経費あり）</p> <p><b>助成額</b> 助成率：補助対象経費の3分の2以下 ※4か年補助金を交付した団体については、補助対象経費の3分の1以下 限度額（年額）： 初期経費 10万円 運営経費 開催頻度月1回10万円 ～月4回以上40万円</p> <p>学習支援経費 開催頻度月1回3万円～月4回以上12万円 ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・各区社会福祉協議会 ※連絡先は巻末に掲載しています。</p>
<p><b>●家庭の教育力パワーアップ事業</b> 子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもとの接し方など家庭教育の重要性についての理解を深める学習活動及び親子での体験活動を助成します。</p>	<p><b>助成対象グループ</b> 保護者や地域ボランティアで構成され、かつ、小・中学生の保護者を含む10人以上のグループ。</p>	<p><b>助成対象事業</b> ①家庭教育に関する学習会 ②学習の成果を活かした、親子でのコミュニケーション等を促進するための体験活動</p> <p><b>助成額</b> 助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額 ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・福岡市地域の教育力育成・支援協議会事務局（教育委員会人権・同和教育課内） (TEL711-4645/ FAX733-5538)</p>
<p><b>●地域学び場応援事業</b> 家庭学習の習慣化や学習意欲の向上をめざし、中学生を対象として実施される放課後等の学習活動を助成します。</p>	<p><b>助成対象グループ</b> 原則として中学生と保護者や地域ボランティア等の10人以上のグループ。</p>	<p><b>助成対象事業</b> 中学生の放課後等補充学習会</p> <p><b>助成額</b> 助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額 ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・福岡市地域の教育力育成・支援協議会事務局（教育委員会人権・同和教育課内） (TEL711-4645/ FAX733-5538)</p>

## 4 安全・安心

名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<b>●こども防犯出前塾</b> 防犯意識の醸成を図るため、生活安全専門員による小学生に対する指導・啓発及び、体験活動を実施します。	<b>対象</b> 校区の子ども会等(対象が小学生であれば留守家庭子ども会及び、青少年健全育成団体、PTA等)	<b>支援内容</b> (1)各種講座 ・不審者や身近な犯罪に対する対処方法 ・防犯意識、防犯活動の重要性及び防犯意識の向上 (2)青少年健全育成すこやかカルタ	・市民局防犯・交通安全課 (TEL711-4061/ FAX711-4059)
<b>●生活安全専門員による安全・安心まちづくり講座</b> 生活安全専門員による防犯・交通安全講座等を実施します。	<b>対象</b> 校区や町内・事業所(企業)等で防犯や交通安全活動の計画や講習会を計画している団体等	<b>支援内容</b> 次の各種講座を実施。 (1)ひったくり・住宅対象の侵入盗などの身近な犯罪に対する防犯対策 (2)振り込め詐欺などのニセ電話詐欺や悪質商法などの防犯対策 (3)性犯罪対策 (4)自主防犯活動のポイント助言 (5)高齢者の交通安全 (6)飲酒運転撲滅 (7)自動車の安全運転・自転車の安全利用 (8)子どもを犯罪から守るための安全対策(保護者対象)	・市民局防犯・交通安全課 (TEL711-4061/ FAX711-4059)
<b>●パトカー走って安全っ隊</b> 使用期間の満了した庁用軽自動車を地域へ譲渡し、地域は車両をパトカー仕様に塗装し、パトロールを行っていただきます。	<b>対象</b> 自治協議会等(自治連合会も含む) <b>譲渡要件</b> ・地域での防犯、青少年健全育成、交通安全などの活動に使用すること。 ・譲受校区において、パトカーと同様の塗装をすること。 ・1校区1台とし、乗り替える場合は、次回申込みまで原則4年間は申込み不可。  ※詳細は、お問い合わせください。	<b>支援内容</b> 使用期間の満了した庁用軽自動車を、要望のある自治協議会等へ抽選の上、車検整備後、無償で譲渡します。譲受校区は、車両をパトカー仕様に塗装し、パトロールカーを利用した地域防犯活動を行っていただきます。  ※詳細は、お問い合わせください。	・各区総務課 (西区は防災・安全安心室)  ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。
<b>●地域防犯パトロールカーガソリン代助成制度</b> 地域防犯パトロールカーに対して、ガソリン代(年間上限3万円)を新規運用開始月から2年間助成します。	<b>補助対象車両</b> 自治協議会、自治会・町内会等において、地域防犯パトロールに使用されている車両で、青色回転灯装備車(福岡県警本部長から青色防犯パトロール適格団体証明書の交付を受けた団体が所有する車両)とします。  ※詳細は、お問い合わせください。	<b>支援内容</b> 地域防犯パトロールカーに対して、ガソリン代(年間上限3万円)を新規運用開始月から2年間助成します。  ※詳細は、お問い合わせください。	・各区総務課 (西区は防災・安全安心室)  ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。
<b>●地域防犯パトロールカー支援事業</b> 地域防犯パトロールカーに対して、車検代関連費用(上限10万円)を補助します。	<b>補助対象車両</b> 自治協議会等(自治連合会も含む)において、地域防犯パトロールに使用されている車両で、白黒塗装かつ青色回転灯装備車(福岡県警本部長から青色防犯パトロール適格団体証明書の交付を受けた団体が所有する車両)とします。  ※詳細は、お問い合わせください。	<b>支援内容</b> 地域防犯パトロールカーに対して、車検代関連費用(上限10万円)を補助します。  車検代関連費用とは、車検代(基本整備、自賠責保険、重量税、印紙代)及び車検時に発生する関連費用(消耗品代やパトロールに必要な設備の修理費等)です。  ※詳細は、お問い合わせください。	・各区総務課 (西区は防災・安全安心室)  ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。

<p><b>●落書き消し活動支援</b> 市民団体等が自主的に行う落書き消し活動に対し、落書き消しに必要な溶剤等の物品提供を行います。</p>	<p><b>対象</b> 自治協議会、自治会、町内会、商店街その他の公共的団体又はNPO法人などで、概ね5人以上で構成される団体</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>支援内容</b> 落書き消し活動に必要な溶剤、たわし、その他物品を提供します。</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・市民局防犯・交通安全課 (TEL711-4054/ FAX711-4059)</p>														
<p><b>●街頭防犯カメラ設置補助事業</b> 防犯環境に配慮したまちづくり推進のため、街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> 自治協議会、自治会・町内会等</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>補助内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象:公共空間にて犯罪抑止を目的に設置する録画機能を有するカメラ</li> <li>・補助対象経費:機器購入費、工事費等(維持管理費は除く)</li> <li>・補助率:補助対象経費の75%以内</li> <li>・上限額:自立柱を建設のうえ、防犯カメラを設置する場合1台につき25万円 それ以外1台につき20万円 同一場所に複数の防犯カメラを設置する場合は、2台目以降1台につき10万円</li> <li>・1団体につき4台を上限(複数年度にわたる申請可能)</li> </ul> <p>※詳細は、お問い合わせ下さい。</p>	<p>・市民局防犯・交通安全課 (TEL711-4054/ FAX711-4059)</p>														
<p><b>●暴力団排除活動支援事業</b> 市民や事業者が行う暴力団排除を目的とする暴力追放大会やパレード等に用いるのぼり旗やタスキ等の物品を無料で貸し出します。</p>	<p><b>対象</b> 市民、事業者、自治協議会、自治会・町内会等</p> <p>※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>貸出内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・布タスキ</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>・横断幕</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・のぼり</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>・のぼり用ポール</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>・ハンドマイク</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>・プラカード</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細は、お問い合わせ下さい。</p>	物品名	数量	・布タスキ	65	・横断幕	2	・のぼり	50	・のぼり用ポール	50	・ハンドマイク	10	・プラカード	14	<p>・市民局防犯・交通安全課 (TEL711-4054/ FAX711-4059)</p>
物品名	数量																
・布タスキ	65																
・横断幕	2																
・のぼり	50																
・のぼり用ポール	50																
・ハンドマイク	10																
・プラカード	14																
<p><b>●消費者教育出前講座</b> 消費生活に関する必要な知識の普及を図る各種講座を開催します。</p>	<p><b>対象</b> 地域団体等</p>	<p><b>支援内容</b> 職員や消費生活相談員等を講師として派遣し、次の講座を開催します。</p> <p>(1)『だまされんばい悪質商法』 消費生活相談の概要、最近の悪質商法の手口と対処法(架空請求・点検商法)など希望のテーマに沿った内容の講座</p> <p>(2)『知って防ごう!ネットトラブル』 ネット通販のトラブルや広告の信頼性などネットに潜む危険、知っておきたい知識や注意点等についての講座</p> <p>(3)『家庭で起こる製品事故にご注意!』 家電製品が原因となる発火・発煙など、家庭で起こる製品事故や事故を防ぐためのしくみ、安全な使用方法など映像を交えたわかりやすい講座</p> <p>(4)『子どもを事故から守るために～家庭で起こる子どもの事故～』 乳幼児に多い誤飲や水回りの事故など、事例を交えた注意点等についての講座</p>	<p>・市民局消費生活センター (TEL712-2929/ FAX712-2765)</p>														



<p><b>●消費生活サポーター制度</b> 地域で悪質商法の手口や対処法について情報伝達できる人材を育成するための講座開催や高齢者の見守り活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 地域で高齢者の見守りや福祉関係の活動をしている方々</p>	<p><b>支援内容</b> ・消費生活サポーター育成講座の開催 ・最新の消費者トラブルについての情報提供 ・消費者啓発資材（DVD、紙芝居等）の貸出</p>	<p>・市民局消費生活センター (TEL712-2929/ FAX712-2765)</p>
<p><b>●道路照明補助事業（防犯灯）</b> 各種犯罪の防止を目的として設置された防犯灯の工事費・管理費（球替、修理費、電気代等）について補助金の交付を行います。</p>	<p><b>対象・条件</b> 自治会・町内会等の地域住民で組織された団体  福岡市が管理する道路または市長が認める道路を照らしていること  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>助成額（補助額）</b> 〈工事費〉 1. 新設・建替 LED 工事費の2/3補助 2. 移設・撤去 工事費の1/2補助 ただし、下記を上限額とします。 新設・建替 ・共架式（電柱に設置） LED 15,000円/灯 ・ポール式 LED 37,000円/灯 撤去 共架式 2,000円/灯 ポール式 5,000円/灯 移設 共架式 7,000円/灯 ポール式 18,000円/灯  〈管理費〉 公衆街路灯契約 ・10W 1,100円/灯 ・20W 1,400円/灯 ・40W 1,900円/灯 ・60W, 100W 2,500円/灯</p>	<p>・道路下水道局道路維持課 (TEL711-4488/ FAX733-5591)</p>
<p><b>●福岡市防犯灯賠償責任保険</b> 防犯灯の倒壊等に伴い、第三者被害が発生した場合の賠償責任保険について、福岡市による一括加入を行っております。</p>	<p><b>対象・条件</b> 自治会・町内会等が維持管理している防犯灯 ※「福岡市道路照明灯補助金交付要綱」に基づく補助金（管理費・工事費）の交付対象防犯灯  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>保障内容</b> ・対人賠償 1人1億円まで 1事故5億円まで ・対物賠償 1事故3,000万円まで  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・道路下水道局道路維持課 (TEL711-4488/ FAX733-5591)</p>
<p><b>●雨水流出抑制施設助成制度</b> 雨水の流出抑制や有効利用を目的として、屋根に降った雨を貯めるための「貯留タンク」や地下に浸透させるための「浸透ますや浸透管」を設置する費用を助成します。</p>	<p><b>対象地区</b> (1) 雨水貯留タンク 市内全域 (2) 浸透ます・浸透管 市街化区域内 (一部の区域を除く) <b>要件</b> 雨水流出抑制施設を設置する土地・建物の所有者又は使用者  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p><b>助成額</b> (1) 雨水貯留タンク ・購入代金の1/2に相当する額 ・助成上限額（タンク合計容量） 100～500ℓ未満 15,000円 500ℓ以上 30,000円 1家屋1回のみ (2) 雨水浸透ます・浸透管 (既存建築物) ・設置工事費の全額 ・助成上限額 雨水浸透ます 20,000円/基 雨水浸透管 7,000円/m 1敷地総額 100,000円 1家屋1回のみ (新築・増築建築物) ・設置工事費の1/2に相当する額 ・助成上限額 雨水浸透ます 10,000円/基 雨水浸透管 4,000円/m 1敷地総額 50,000円 1家屋1回のみ  ※購入前に必ず申請が必要です。詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・道路下水道局下水道管理課 (TEL711-4534/ FAX733-5596)</p>

5 人権			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
●人権問題に関する研修・学習相談	対象 人権問題に関する研修会等を企画している団体等	支援内容 ①人権問題に関する図書・DVDの貸出 ②団体等が主催する人権研修会への講師派遣  ※詳細はお問い合わせください。	・市民局人権啓発センター (TEL717-1237/ FAX724-5162)
●共生する地域づくり事業 福岡市人権教育・啓発基本計画に基づく人権課題の当事者等が、課題解決のために行う学習活動や、地域における住民同士が、人権課題の解決をめざし、交流や相互理解を通して行う学習・啓発活動を支援し、助成を行います。	助成対象グループ 原則として人権課題の当事者を中心とする10人以上のグループ	助成対象事業 ①人権問題に関する学習会 ②社会参画に向けた学習会 ③学習の成果の発信による啓発活動  助成額 助成対象経費の5分の4以内で、30万円を限度とする額  ※詳細はお問い合わせください。	・福岡市地域の教育力育成・支援協議会事務局（教育委員会人権・同和教育課内） (TEL711-4645/ FAX733-5538)
6 男女共同参画			
名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
●地域支援事業 地域における男女共同参画を推進するため、講座・講演会開催の支援、校区男女共同参画推進組織の活動支援、校区への情報提供を行います。	対象 地域団体等	1. 男女協応援事業 校区男女協や自治協議会等が男女共同参画についての理解を深める研修に、参画サポーターを派遣します。  2. 福岡市男女共同参画推進サポーター派遣事業 男女協が実施する地域住民向け講座に、参画サポーターを派遣します。  3. 女性の視点を活かした防災講座 「女性の視点を活かした防災ミニブック」を使った講座を行います。	福岡市男女共同参画推進センター・アミカス  1・2について ・市民局事業推進課 (TEL526-3755/ FAX526-3766)  3について ・市民局男女共同参画課 (TEL406-7510/ FAX526-3766)
●DV（配偶者等からの暴力）に関する研修講師派遣事業 区役所や公民館等において実施される研修に、DVに関する専門知識をもった講師を派遣します。	対象 地域団体等	内容 DV（配偶者等からの暴力）に対する理解を深め、DV被害者を支援することを目的に、配偶者や恋人からの暴力について研修を行います。  ※詳細な内容は、打ち合わせの上決定します。担当までお問い合わせ下さい。	・子ども未来局子ども家庭課 (TEL711-4238/ FAX733-5534)

## 7 環境・衛生

名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<b>●未来へつなげる環境活動支援事業</b> 市民団体やNPO法人等が自ら考えて企画し、自主的に行う環境活動を支援します。	<b>対象</b> 福岡市内で環境活動を行う市民団体、NPO法人等 ※ただし、申請事業と同じ内容で、本市の他の補助金を受けている事業は対象外 <b>対象事業</b> ・地球温暖化対策 ・ごみ減量、3R ・自然環境保護 ・環境美化 ・環境教育、SDGsの普及啓発 ※市民参加型の事業が対象 <b>要件</b> (1) 団体活動支援コースA 7人以上で構成され、活動経験年数が3年以上の市民団体 (2) 団体活動支援コースB 3人以上で構成された市民団体 (3) 環境イベント支援コース 3人以上で構成された市民団体 ※15人以上の来場者が見込めるイベントが対象 ※詳細は、お問い合わせください。	<b>事業内容</b> (1) 団体活動支援コースA ・補助率：補助対象経費の4分の3以内 ・上限額：50万円 (2) 団体活動支援コースB ・補助率：補助対象経費の4分の3以内 ・上限額：20万円 (3) 環境イベント支援コース ・補助率：補助対象経費の5分の4以内 ・上限額：10万円 ※プラスチックごみ減量・地球温暖化対策・森林資源利活用に関するイベントは上限額を12万円に引き上げる。 ※(1)(2)の補助期間は、原則3年間を限度 (3)の申請回数は、累計で2回まで(毎年度、毎回審査あり)	(1)(2) 団体活動支援コースA/B ・環境局環境政策課 (TEL:733-5381/ FAX:733-5592) (3) 環境イベント支援コース ・各区生活環境課 (博多区は自転車対策・生活環境課)
<b>●古紙保管庫の設置及び貸与</b> 古紙などの資源物回収を促進するため、地域の要望に応じて古紙保管庫(紙リサイクルボックス及び校区紙リサイクルステーション)を設置し、管理団体に貸与しています。管理団体は、この古紙保管庫を活用し、資源物回収を行います。	<b>対象</b> (1) 紙リサイクルボックス 町内会、子ども会等の地域団体 (2) 校区紙リサイクルステーション(校区に1か所のみ) 自治協議会、ごみ減量・リサイクル推進会議等の校区団体	<b>事業内容</b> 以下のとおり資源物回収等を行う場合に、古紙保管庫を貸与します。 (1) 紙リサイクルボックス ・開設日時：地域の実情に応じ団体で決定 ・回収資源物：原則古紙 (2) 校区紙リサイクルステーション ・開設日時：原則土曜・日曜日(9時～17時) ・回収資源物：原則古紙・牛乳パック ・資源物回収促進に関する広報等の活動(年6回以上) ※管理団体には「地域集団回収等報奨制度」により報奨金を交付します。	・各区生活環境課 (博多区は自転車対策・生活環境課) ・環境局ごみ減量推進課 (TEL 711-4039/ FAX 711-4823) ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。
<b>●地域集団回収等報奨制度</b> 資源物の回収を促進するため、集団回収実施団体、紙リサイクルボックス管理団体、校区紙リサイクルステーション管理団体に資源物の回収量等に応じた報奨金を交付します。	<b>対象</b> ・集団回収実施団体(町内会、子ども会等) ・紙リサイクルボックス管理団体(町内会、子ども会等の地域団体) ・校区紙リサイクルステーション管理団体(自治協議会、ごみ減量・リサイクル推進会議等の校区団体)	<b>報奨金</b> (1) 回収量に応じて 5円/kg (2) 集団回収の実施月1月につき 2,500円を加算 (3) 紙リサイクルボックスを管理する団体(1週間に2日以上かつ週に16時間以上開設した場合が対象)には、(1)のほか ○民有地に設置している場合 …年間5万円 ○公有地に設置している場合 …年間3万円 (4) 校区紙リサイクルステーションを管理する団体には(1)のほか ○管理に対して…月額1万円 ○資源物回収促進活動に対して…世帯数×60円/年 (12～42万円)	・各区生活環境課 (博多区は自転車対策・生活環境課) ・環境局ごみ減量推進課 (TEL 711-4039/ FAX 711-4823) ※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。

<p><b>●市民団体水道水源かん養等活動助成金</b>          水源かん養機能向上等のために市民団体が実施する水源林の保全活動や水源地域住民との交流活動等に対し、経費の一部を助成します。</p>	<p><b>対象となる活動</b>          ○福岡市関連の水源地域での枝打ち、植樹、下草刈り等の森林保全活動          ○水源地域の住民とともに行う、たけのこ掘り、野菜収穫、田植え等の交流活動          ○水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催（ただし、市内に限る）</p> <p><b>対象となる団体</b>          福岡市内に居住又は通勤もしくは通学する者で構成する概ね20名以上となる市民団体</p> <p><b>対象となる経費</b>          バス借上料、有料道路通行料、傷害保険料、苗木代、会場借上料、指導者礼金等</p>	<p><b>助成金の額</b>          森林保全活動は、対象経費の3分の2以内の額          森林保全活動以外は、対象経費の2分の1以内の額          ※千円未満切り捨て          ※1市民団体について、1年度30万円を限度とする</p> <p>※詳細はお問合せください。</p>	<p>・水道局流域連携課          (TEL483-3194/          FAX483-3252)</p>
---	---	---	---

<p><b>●河川浄化報償金制度</b> 市が管理する河川の清掃及び除草等河川環境の浄化並びに親水活動等の河川愛護活動を組織的に行う団体に対して報償金を交付します。</p>	<p><b>対象</b> 10名以上の会員で組織され、地元の自治協議会の推薦を受けた「川を守る会」等の団体で、報償金の交付対象団体として認定された団体。</p>	<p><b>交付額</b> (1) 団体支援金額 1 団体につき…60,000円以内 (2) 延長加算額 1 団体につき…40,000円以内 (3) 愛護活動加算金 1 団体につき…20,000円</p>	<p>・道路下水道局河川課 (TEL711-4497/ FAX711-4466)</p>
<p><b>●治水池環境美化活動報奨金交付制度</b> 市が環境整備等を行った治水池の清掃及び除草を行う団体に対して報奨金を交付します。</p>	<p><b>対象</b> 治水池周辺の自治会等で構成された5人以上で、毎月1回以上の活動を行う団体。ただし、1池に対して1団体とする。</p>	<p><b>交付額</b> 1 団体につき年額30,000円以内とし、5年間を限度とする。</p>	<p>・道路下水道局河川課 (TEL711-4497/ FAX711-4466)</p>
<p><b>●道路サポーター制度</b> 福岡市が管理する道路において、地域団体及びボランティア団体等が実施する道路の清掃・美化及び破損箇所の通報等の活動を支援することで、道路への関心と愛着を育み、市民と行政の共働による美しく安全なまちづくりに寄与することを目的としています。</p>	<p><b>対象</b> 地域団体、ボランティア団体、企業、その他団体の5名以上の団体</p>	<p><b>支援内容</b> ・活動に必要なごみ袋の支給 ・活動により発生したごみの回収 ・市ホームページに活動団体名と活動状況写真の掲載</p>	<p>・道路下水道局道路維持課 (TEL711-4488/ FAX733-5591)</p>

<p><b>●環境対策支援事業 (福岡都市圏流域連携 基金事業)</b> 非営利活動団体が筑後川 流域(有明海を含む)で行 う環境保全活動を支援し ます。</p>	<p><b>対象団体</b> 所在地が福岡都市圏内にある 非営利活動団体や大学のサー クル等</p> <p><b>対象活動</b> 環境保全活動とは、森林の育 成及び保全に関する活動、河 川及び海等の清掃活動、環境 教育活動、水質保全活動、そ の他支援が適当と認められる 活動</p>	<p><b>補助金限度額</b></p> <p>森林の育成及び保全に関する活動お よび森林に関する環境教育活動：40 万円 河川及び海等の清掃活動・環境教育 活動・水質保全活動等：30万円</p> <p><b>募集期間</b> 令和4年4月15日(金)まで</p> <p><b>応募方法等</b> 詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・福岡都市圏広域行政 事業組合事務局 (TEL733-5004/ FAX733-5005)</p>
<p><b>●水源地研修施設利用 助成(福岡都市圏流域連 携基金事業)</b> 福岡都市圏住民の環境学 習等の推進を図るため、 水源地研修施設の利用に 対して助成を行います。</p>	<p><b>対象施設</b> たかき清流館(朝倉市佐田) スノーピーク奥日田キャンプ フィールド(日田市前津江 町)</p> <p><b>助成対象者</b> 福岡都市圏住民で構成した3 名以上の団体</p> <p><b>助成要件</b> 宿泊や対象施設で実施する体 験教室、環境学習に伴う対象 施設の食事料金など</p>	<p><b>助成金額</b></p> <p>宿 泊 … 1室(区画)あたり5,000円 研修室 … 1時間あたり400円 体験教室… 1人あたり200円 昼 食 … 1人あたり200円 夕 食 … 1人あたり300円 ※昼食・夕食の助成は、たかき清流 館のみ</p> <p><b>申請方法等</b> 詳細はお問い合わせください。</p>	<p>・福岡都市圏広域行政 事業組合事務局 (TEL733-5004/ FAX733-5005)</p>
<p><b>●地域猫活動支援事業</b> 野良猫問題の解決を図る ため、地域猫活動に取り 組もうとする地域を支援 します。</p>	<p><b>対象</b> 町内会等を基礎として地域住 民で組織する活動組織</p> <p>※地域猫活動 周辺住民の理解を得た上 で、飼い主のいない猫に不妊 去勢手術を施し、一定のルー ルに従い適正に管理すること で猫問題の解決を図っていく 活動です。</p>	<p><b>支援内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猫問題への助言・資料提供</li> <li>・地域の合意形成のための助言・調 整</li> <li>・地域の講習会等への講師派遣</li> <li>・猫の不妊去勢手術の実施 等</li> </ul>	<p>・保健医療局家庭動物 啓発センター (TEL891-1231/ FAX891-1259)</p>

## 8 緑化・公園

名称・概要	対象・要件	内容	問い合わせ先
<p><b>●緑のコーディネーター制度</b> 花や緑に関する知識や技術を有し、市民の緑化活動のリーダーとなる人を市長が認定し、得意分野ごとに登録し、公民館等へ派遣を行います。</p>	<p><b>対象</b> 公民館、地域団体等</p>	<p><b>支援内容</b> 地域における緑に関する講習会 地域における緑に関する活動の指導など <b>派遣先</b> 公民館、地域団体等</p> <p>※費用は、派遣を希望する団体が負担。</p> <p>※詳しくはホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.midorimachi.jp/">https://www.midorimachi.jp/</a>)</p>	<p>・(公財)福岡市緑のまちづくり協会 みどり課 (TEL822-5832/ FAX822-5848)</p>
<p><b>●緑の活動支援事業</b> 市民等により結成された団体が、自主的に取り組む緑化活動のための費用を助成します。</p>	<p><b>対象</b> (1)地域の森づくり ①市内にある樹林地などの保全管理を行う活動で、活動区域の面積が300㎡以上のもの ②市街地に植樹を行うことで、緑の名所をつくる活動で、対象範囲が市内の校区以上の広範囲にわたるもの (2)地域の花づくり 市内にある公共用地や空地などにおいて花壇づくり等を行う活動で、花壇などの面積が10㎡以上のもの</p> <p><b>要件</b> ・活動場所の所有者または管理者の許可等を得ていること ・組織、事業計画、収支予算が整っており、5年以上の活動継続ができること ・営利を目的とした団体でないこと</p>	<p><b>助成額</b> (1)地域の森づくり活動 ①樹林地などの保全管理・再生 ・認定後3年間 年間 上限20万円 ・認定後4年目以降 年間 上限10万円 ②緑の名所づくり ・最大3年間 年間 上限20万円 (2)地域の花づくり活動 ・認定後5年間 年間 1㎡あたり2,000円 上限20万円 ・認定後6年目以降 年間 1㎡あたり1,000円 上限10万円</p> <p>※詳しくはホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.midorimachi.jp/">https://www.midorimachi.jp/</a>)</p>	<p>・(公財)福岡市緑のまちづくり協会 みどり課 (TEL822-5832/ FAX822-5848)</p>
<p><b>●一人一花運動</b> 花と緑を育て、彩りや潤いのあるまちを目指し、街路上での花壇づくりを希望する団体と管理協定を締結し、活動場所の提供(植栽帯、フラワーボックス)等を行います。</p>	<p><b>対象</b> 事業の趣旨に賛同し、活動を申請する範囲の管理に見合う活動能力をもった市民団体・企業等</p>	<p><b>支援内容</b> 市民団体等と管理協定を締結し、植樹帯の使用許可または、フラワーボックスの貸し出し、管理看板の支給、緑化に関する情報提供等を行う。</p>	<p>・住宅都市局一人一花推進課 (TEL711-4424/ FAX733-5590)</p>
<p><b>●公園愛護会制度</b> 市内の都市公園において、除草や清掃等の維持管理活動等を行う地域住民団体に報償金を交付して団体の円滑な運営や公園管理の適正化及び公園に対する愛護思想の高揚を図ることを目的としています。</p>	<p><b>対象</b> 公園周辺の地域住民で組織された公園愛護会</p> <p><b>要件</b> 公園の除草、清掃、施設の点検等を、月1回実施</p>	<p><b>助成額</b> 愛護活動対象面積ごとに報償金額を区分しています。 1,000㎡未満…年額28,000円 1,000㎡以上2,000㎡未満…年額30,000円 2,000㎡以上3,000㎡未満…年額32,000円 3,000㎡以上4,000㎡未満…年額34,000円 4,000㎡以上6,000㎡未満…年額36,000円 6,000㎡以上8,000㎡未満…年額38,000円 8,000㎡以上10,000㎡未満…年額40,000円 10,000㎡以上…年額42,000円</p>	<p>・各区維持管理課(中央区・西区は管理調整課)</p> <p>※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。</p>

<p><b>●コミュニティパーク事業</b>  地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営により、地域にとって使いやすい魅力的な公園づくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を目指します。</p>	<p><b>対象</b>  町内会、自治会等の地域団体</p>	<p><b>支援内容</b>  地域がより自由度の高い公園利用のために、地域独自のルールづくりに向けたワークショップを実施する際に、アドバイザーを派遣する等、地域の話し合いの支援を行います。</p>	<p>・住宅都市局活用課  (TEL711-4367/  FAX733-5590)</p>
---	-------------------------------------	---	---



## 9 まちづくり・景観

名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<b>●まちなみのルールづくり支援</b> 現在の良好なまちなみを守るために、また建築紛争の未然防止のために、建築協定などを活用した、住民主体によるまちなみのルールづくりを支援します。	<b>対象</b> 概ね1街区以上の地域グループ	<b>支援内容</b> (1) 建築協定を活用したまちなみのルールづくりについて直接地域へ出向き説明を行います。 (2) まちなみのルールづくりに関する資料や情報の提供等を行うとともに、特にルールの作成や協定締結への積極的な支援を行います。	・住宅都市局開発・建築調整課 (TEL711-4581/ FAX733-5584)
<b>●まちづくりアドバイザー派遣制度</b> まちづくり活動に取り組もうとしているグループを支援するために専門的知識を有するアドバイザーを派遣します。	<b>対象</b> 概ね10名以上の地域住民等で構成されるグループ（派遣に際し、他の制度に基づく支援を受ける場合を除く） <b>要件</b> 地域まちづくり(*)に関心があるグループ (詳細は、お問い合わせください) *地域まちづくり：安全・安心で快適な魅力あるまちを実現するために行う、市街地の形成及び居住環境の維持、改善に取り組む活動	<b>内容</b> グループの取り組み状況に応じ、技術的・専門的な指導・助言を行う「アドバイザー」を派遣する。 ※派遣にかかる費用は、市が負担。	・住宅都市局地域計画課 (TEL711-4430/ FAX733-5590)
<b>●まちづくり推進活動助成制度</b> 地域住民等の自らの取り組みによりまちづくりを推進する組織へ活動費を助成します。	<b>対象</b> 地域まちづくり協議会 <b>要件</b> 地域まちづくり(*)を目的に、以下の要件を満たした組織として、本市に登録された地域まちづくり協議会であること。 ・地域住民等で構成されていること。 ・自治協議会等の賛意が得られていること など (詳細は、お問い合わせください) *上記と同様	<b>活動費助成</b> <b>【初動期】</b> 20万円/年 以内 (3年間を限度) <b>【計画策定期】</b> 20万円/年 以内 (3年間を限度) <b>【計画実現期】</b> 50万円/年 以内 (3年間を限度)	・住宅都市局地域計画課 (TEL711-4430/ FAX733-5590)
<b>●コンサルタント派遣制度</b> 地域まちづくり協議会が、地域まちづくり計画を策定する場合に、専門的知識を有するコンサルタントを派遣します。	<b>対象</b> 地域まちづくり協議会 <b>要件</b> ・地域まちづくり協議会として本市に登録されていること。 ・地域まちづくり(*)に関する計画を策定しようとしていること など (詳細は、お問い合わせください) *上記と同様	<b>支援内容</b> コンサルタント派遣 ・1協議会につき3年間 (260万円/年以内) を限度 ・活動費助成の【計画策定期】に対応 ・コンサルタントは、地域まちづくり計画策定に向けた活動 (地域の現況調査、地域まちづくり計画の計画書作成、住民等への説明、活動記録の作成など) を支援する。	・住宅都市局地域計画課 (TEL711-4430/ FAX733-5590)

<p><b>●3号線沿線共同化コンサルタント派遣</b> 土地利用の共同化を図り、共同建築物と併せて公開空地の整備を行う事業への取り組みを支援するために、専門的知識を有するコンサルタントを派遣します。</p>	<p><b>対象</b> 地下鉄3号線駅から概ね500m以内の範囲にある幹線道路の沿道にあつて、道路境界から概ね50m以内の範囲にかかる、ひと続きの街区（福大前駅は対象外）</p> <p><b>要件</b> 共同化事業に取り組もうとする2人以上の土地所有者等が次の各号の活動を行うとき ・共同化事業に関する勉強会、研究等を開催するとき ・共同化事業の基本的な構想を立案しようとするとき ・共同化事業により建築物のセットバック等公開制のある空地整備を検討するとき</p>	<p><b>支援内容</b> ・専門的知識を有するコンサルタントの派遣 【共同化コンサルタントの業務内容】 ・共同化事業に関する勉強会、研究会における講演、指導及び助言 ・共同化事業の基本的な構想案の作成</p> <p>【派遣回数・費用】 ・同一団体に対する派遣は5回を限度とし、最大50万円。費用は市が負担。</p> <p>【期間】 ・地下鉄3号線全線が開業した日以後10年間</p>	<p>・住宅都市局地域計画課 (TEL711-4430/ FAX733-5590)</p>
<p><b>●景観づくり地域団体助成制度</b> 地域等が主体となった景観づくりを推進するため、景観づくり地域団体へ活動費を助成します。</p>	<p><b>対象</b> 一定の地域における都市景観の形成を図ること等を目的とする地域団体で、都市景観条例第24条に基づき「景観づくり地域団体」に認定されたもの。</p>	<p><b>助成額</b> 単年度につき50万円かつ3年間で限度とする。</p>	<p>・住宅都市局都市景観室 (TEL711-4589/ FAX733-5590)</p>
<p><b>●私道整備助成事業</b> 私道の舗装の新設とそれに伴う側溝の新設に関する工事及び、急勾配または階段を有する私道については、手すりの新設工事をを行う者に対し、工事費を助成し、生活環境の整備促進を支援します。</p>	<p><b>対象・要件</b> ・私道において現に一般交通の用に供し幅員が1m以上であること。 ・両端の一方が整備された公道又は私道に接続していること。 ・私道の築造後5年以上経過していること。 ・私道の所有者及び権利者が、工事の完了後も一般の交通の用に供することを承諾していること。 ・行き止まりの場合、原則として5世帯もしくは、20人以上の住民が居住していること。</p>	<p><b>助成額</b> 対象工事費の2分の1 ただし、通学路（小・中学校）、障がい者福祉施設に係るものについては、対象工事費の全額。</p>	<p>・道路下水道局道路維持課 (TEL711-4488/ FAX733-5591)</p>
<p><b>●福岡市路上違反広告物追放登録員制度</b> 都市景観の保持と向上を図るため、ボランティアによる違反広告物の除却を行います。</p>	<p><b>対象</b> 地域住民や企業など2人以上で組織された「路上違反広告物追放推進団体」の活動員（満18歳以上）を、追放登録員として市が委任。</p>	<p><b>活動内容</b> (1) 路上に簡易的に設置された違反広告物（はり紙、はり札、立看板）を除却する。 (2) 除却した広告物の一時的な管理及び保管を行うとともに、除却した場所、枚数等を市に報告する。</p> <p><b>支援内容</b> (1) 活動のために必要なヘラや剥離剤などの物品を希望団体へ配布します。 (2) 活動中の怪我等には保険が適用されます。 ①賠償責任保険 ・対人・対物 1億円 ②傷害保険 ・死亡・後遺障害 500万円 ・入院 3,000円/日 ・通院 2,000円/日</p>	<p>・住宅都市局都市景観室 (TEL711-4395/ FAX733-5590)</p>

<p><b>●マンション管理士派遣事業</b></p>	<p><b>対象</b> 市内のマンション管理組合の役員（理事長・理事など）</p>	<p><b>相談内容</b> マンション管理組合が抱える課題解決のため、派遣を希望する管理組合へマンション管理士の派遣を実施</p> <p><b>費用</b> 無料（1管理組合同一年度に1回限り。ただし、長期修繕計画及び、大規模修繕の内容のみ2回目の申し込み可能）</p> <p><b>予定件数</b> 30件（管理組合）先着順 ※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>・住宅都市局住宅計画課 (TEL711-4598/ FAX733-5589)</p>
-----------------------------	--	---	---

<p><b>●マンション管理規約 適正性診断</b></p>	<p><b>対象</b> 市内のマンション管理組合の 役員（理事長・理事など）</p>	<p><b>支援内容</b> マンション管理規約の見直しを希望 する管理組合に対し、面談を行い規 約の診断を実施 <b>費用</b> 無料 <b>予定件数</b> 10件（管理組合）先着順 ※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>・住宅都市局住宅計画 課 (TEL711-4598/ FAX733-5589)</p>
<p><b>●高経年マンション運 営支援事業</b></p>	<p><b>対象</b> 市内のマンション管理組合の 代表者または役員など</p>	<p><b>支援内容</b> ①アドバイザーとの特別相談（約1時 間） ②アドバイザーの派遣（約3時間） ③マンション管理運営支援の情報提供 <b>費用</b> 無料 <b>支援回数</b> 1管理組合につき同一年度に支援①、支 援②を5回まで ※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>・住宅都市局住宅計画 課 (TEL711-4598/ FAX733-5589)</p>
<p><b>●福岡マンション管理 基礎セミナー</b></p>	<p><b>対象</b> 市内及び近郊に住む者 （マンション管理組合役員、 区分所有者、マンション管理 業者など）</p>	<p><b>支援内容</b> マンション管理に関するセミナーを 開催し、意識向上・啓発を図る <b>参加費</b> 無料 <b>予定件数</b> 年2回（6月、12月） <b>予定定員</b> 300人程度 ※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>・住宅都市局住宅計画 課 (TEL711-4598/ FAX733-5589)</p>
<p><b>●マンション管理無料 相談会</b></p>	<p><b>対象</b> 市内及び近郊に住む者 （マンション管理組合役員、 区分所有者など）</p>	<p><b>支援内容</b> 福岡マンション管理基礎セミナーと 同日開催で、マンション管理士によ る無料相談会を実施 <b>参加費</b> 無料 <b>予定件数</b> 年2回（6月、12月） <b>予定定員</b> 8件（管理組合）先着順 ※詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>・住宅都市局住宅計画 課 (TEL711-4598/ FAX733-5589)</p>

<p><b>●福岡市放置自転車対策協力員制度</b>  放置自転車による交通障害、都市景観の悪化防止を図るため、地域住民による自転車利用者に対する指導、啓発活動を行います。</p>	<p><b>対象</b>  自転車利用者に対する指導、啓発活動を推進することが適当と認められる団体を放置自転車防止推進団体に認定し、その団体の活動員で、自転車の放置防止に理解と熱意のある者を協力員として委嘱する。</p>	<p><b>助成額</b> 無  <b>活動内容</b>  (1) 自転車を放置しようとする者に対する啓発及び周辺駐輪場への誘導案内に関する事。  (2) 放置されている自転車に対する啓発チラシの配布及び注意札の取り付け等による広報、啓発に関する事。  (3) 歩行者等の危険防止のための放置自転車の整理に関する事。  (4) 自転車駐輪場内の自転車の整理、駐輪指導及び清掃に関する事。  (5) 自転車の放置防止について区役所及び関係官公署との協力に関する事。</p> <p>《<b>傷害保険内容</b>》  ①賠償責任保険  ・対人・対物 1億円  ②傷害  ・死亡・後遺障がい 250万円  ・入院保険金 3,500円/日  ・通院保険金 1,500円/日</p>	<p>・東区・南区・城南区は維持管理課  ・博多区は自転車対策・生活環境課  ・中央区は地域整備課  ・早良区は生活環境課  ・西区は管理調整課</p> <p>※各区担当課の連絡先は巻末に掲載しています。</p>
--	--	---	--

<p><b>●福岡市地域主体の生活交通確保支援</b> 公共交通が不便な地域における、生活交通の確保に向けた地域主体の取組に対して支援を行います。</p>	<p><b>支援の対象地域</b> 以下の3つの地域が支援の対象です。 1. 公共交通空白地：バス停・鉄道駅から概ね1km以上離れた地域 2. 公共交通不便地：バス停から概ね500m以上離れ、かつ鉄道駅から概ね1km以上離れた地域（1の地域を除く） 3. 公共交通不便地に準ずる地域：以下の①②のいずれかに該当する地域 ①バス停・鉄道駅から概ね40m以上の高低差がある地域（1、2の地域を除く） ②公共交通が不便と考えられる地域で、地域住民が主体となって生活交通の確保に向けた協議会を組織している地域（1、2及び3の①の地域を除く）</p> <p><b>対象事業者</b> 協議会（試行運行経費補助については公共交通事業者）</p>	<p><b>支援内容</b> ①検討段階での調査・検討経費補助 【アンケート調査費、事務経費など。年間50万円、3年を限度（最長5年）】 ②試行運行経費補助 【収支差額の補助で経費の2分の1と300万円のいずれか少ない額を上限。試行期間6カ月を限度（最長1年）】</p> <p>※主な事業地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られていることが前提となります。</p>	<p>・住宅都市局交通計画課 (TEL711-4393/ FAX733-5590)</p> <p>※詳しくは、市ホームページ参照 <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kotsukeikaku/machi/fubenchi.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kotsukeikaku/machi/fubenchi.html</a></p>
---	--	--	--

## 10 商店街

名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<b>●商店街にぎわい回復支援事業補助金</b> 新型コロナウイルス感染症の影響により中止していたイベントの再開など、商店街が行う集客力や販売力強化のための取組みを支援します。	<b>対象</b> 商店街 ※詳細はお問い合わせください。	<b>補助額</b> 30万円限度(予算の範囲内) <b>補助率</b> 1/2 ※詳細はお問い合わせください。	・経済観光文化局地域産業支援課 (TEL441-3303/ FAX441-3211)
<b>●商店街社会課題解決型補助金</b> 商店街が、商店街を少子・高齢化等の地域社会の課題解決の場として実施する取組みに対し、事業費の一部補助等を行うことで支援します。	<b>対象</b> 商店街 ※詳細はお問い合わせください。	<b>補助額</b> 150万円限度(予算の範囲内) <b>補助率</b> 2/3 ※詳細はお問い合わせください。	・経済観光文化局地域産業支援課 (TEL441-3303/ FAX441-3211)
<b>●商店街高度化支援事業</b> 商店街が、経営の合理化、高度化を図るためにアーケードやカラー舗装などの共同施設を設置する場合に、その計画に関する助言・診断及び設置経費の一部を助成します。	<b>対象</b> 商店街 ※詳細はお問い合わせください。	<b>支援内容</b> ○計画に関する助言・診断 当該計画に関する事業の専門家(中小企業診断士等)の派遣 ○施設整備に関する経費の一部助成 ・公共の利便性を図る施設 補助限度額 4,000万円 助成率 対象経費の20%以下 ・その他の施設 補助限度額 2,000万円 助成率 対象経費の10%以下 ※詳細はお問い合わせください。	・経済観光文化局地域産業支援課 (TEL:441-3303/ FAX:441-3211)

## 11 その他

名称・概要	対象・要件	内 容	問い合わせ先
<b>●スポーツ推進委員(旧体育指導委員)制度</b> 地域団体等の希望に応じ、スポーツ推進委員がスポーツ・レクリエーション活動の支援を行います。	<b>対象</b> 自治協議会、公民館、各種団体などによるスポーツ・レクリエーション活動	<b>支援内容</b> (1)高齢者などの健康づくり活動の紹介や実技指導 (2)子どもの体力向上に向けた、幼児、小学生への運動指導 (3)体力を把握するための体力テスト実施支援 (4)ニュースポーツなどの紹介と実技指導 (5)スポーツ・レクリエーションの大会・イベントの支援 スポーツ推進委員とは、「スポーツ基本法」に基づき、市が委嘱している非常勤の特別職公務員です。福岡市では各校区に原則2名配置し、地域のスポーツ・レクリエーションの普及振興のために活動しています。	(1)制度について ・市民局スポーツ推進課 (TEL711-4657/ FAX733-5595) (2)具体的な支援依頼など ・各校区のスポーツ推進委員 ※各校区のスポーツ推進委員は、スポーツ推進課又は公民館が把握しています。

<p><b>●地域スポーツサポート事業</b> (福岡市スポーツリーダー・バンク) 市民からの要望に応じた指導者を、派遣もしくは紹介する制度です。</p>	<p><b>対象</b> 福岡市在住者・福岡市通勤通学者(個人・団体を問いません。)</p>	<p><b>支援内容</b> 福岡市スポーツリーダー・バンク登録指導者の派遣 ①主に初心者を対象とした基礎的なもの ②指導料は2,500円/時間+交通費相当額を指導者に直接支払  ※上記にあてはまらない場合においても当協会加盟競技団体や各種スポーツ団体の指導者、トップスポーツチームの指導者を講師として紹介する。</p>	<p>・(公財)福岡市スポーツ協会事業課 (TEL407-8381/ FAX407-8185)</p>
<p><b>●出前スポーツ塾(スポーツトレーナー派遣事業)</b> 市民からの要望に応じ、福岡市スポーツ協会所属のスポーツトレーナーを派遣し、運動指導を行う制度です。</p>	<p><b>対象</b> 福岡市在住者・福岡市通勤通学者</p>	<p><b>支援内容</b> 健康運動指導士や健康運動実践指導者等の資格を有した福岡市スポーツ協会所属のスポーツトレーナーを派遣 ①主に健康・体力づくりなどの運動指導 ②指導料 主指導者：3,400円/時間 副指導者：2,300円/時間</p>	<p>・(公財)福岡市スポーツ協会事業課 (TEL407-8381/ FAX407-8185)</p>
<p><b>●地域の文庫活動団体への支援</b> 地域における読書活動の推進を目的に、地域の文庫活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 市内の文庫をはじめとする地域団体、社会教育団体等の登録団体 <b>登録要件</b> ①団体の代表者が決まっていること ②団体の構成員が20人以上であること ③図書資料の保管場所があること ④団体の構成員に対して定期的に関覧、貸出を行うことができること</p>	<p><b>支援内容</b> ①図書の貸出 ②おはなし会用具(パネルシアター、ペープサート、大型紙芝居等)の貸出 ③読書活動ボランティア講座の開催 ④地域文庫交流会の開催 ⑤除籍図書の無償譲渡会の開催</p>	<p>・教育委員会福岡市総合図書館図書サービス課 (TEL852-0623/ FAX852-0801)</p>
<p><b>●FFACステップアップ助成プログラム</b> 福岡市において文化芸術活動を行い、今後のさらなる発展が期待される活動、市民に文化芸術に触れる機会を提供する活動、活動の担い手を育成する活動について経費の一部助成や広報支援、専門アドバイザーによる助言、フォローアップ支援を行い、活動の規模拡大や質の向上が図られるよう、その活動を支援します。</p>	<p><b>対象者</b> 文化芸術分野の発展・普及に資することを主たる目的として、主に福岡市内で活動し、今後の発展が期待される団体・個人。 <b>対象ジャンル</b> 演劇、ダンス、音楽、美術、メディア芸術、伝統芸能、その他</p>	<p><b>支援内容</b> ①経費の一部助成 ②専門アドバイザーによる助言や視察、報告会でのフォローアップ ③広報支援や情報交換・ネットワーク形成等のフォローアップ</p>	<p>・(公財)福岡市文化芸術振興財団事業課 (TEL263-6265/ FAX263-6259)</p>



<p><b>●福岡市民芸術祭</b> 市民の文化芸術の発表の場、身近にふれ合う場として、幅広い文化芸術団体が参加する総合的な文化芸術の祭典である市民芸術祭を10月～12月に開催し、市民による文化芸術の各分野の公演・発表を市民芸術祭の「参加行事」として認定し、統一的なイメージで一体的な広報を行うとともに、市立施設利用料の減免等の支援を行います。</p>	<p><b>対象者</b> 福岡市内に活動拠点を置き、文化芸術活動に取り組む団体・個人</p> <p><b>ジャンル</b> 演劇、ダンス、音楽、美術、メディア芸術、伝統芸能、文芸、生活文化、その他</p>	<p><b>支援内容</b></p> <p>①市民芸術祭のロゴデザインを活用した参加行事紹介リーフレットの作成・配布や公式HP、SNS等を活用した一体的な広報</p> <p>②福岡市、（公財）福岡市文化芸術振興財団が後援</p> <p>③市施設の使用料減免※</p> <p>※施設によって規程が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。</p>	<p>・（公財）福岡市文化芸術振興財団事業課 （TEL263-6265／ FAX263-6259）</p>
--	---	---	---

## ■区役所等の連絡先

### 東 区

区役所	
総務課	TEL 645-1007/FAX 645-1127
地域支援課	TEL 645-1041/FAX 645-1042
市民課	TEL 645-1016/FAX 632-0360
地域整備課	TEL 645-1052/FAX 632-8999
維持管理課	TEL 645-1056/FAX 632-8999
生活環境課	TEL 645-1061/FAX 632-8999
福祉・介護保険課	TEL 645-1071/FAX 631-2191
地域保健福祉課	TEL 645-1088/FAX 631-2295

東区社協事務所 TEL 643-8922/FAX 643-8923  
東消防署 TEL 683-0119/FAX 683-1129

### 博 多 区

区役所	
総務課	TEL 419-1044/FAX 452-6735
市民課	TEL 419-1017/FAX 482-7640
企画振興課	TEL 419-1042/FAX 434-0053
地域支援課	TEL 419-1048/FAX 434-0053
地域整備課	TEL 419-1057/FAX 441-5603
維持管理課	TEL 419-1061/FAX 441-5603
自転車対策・生活環境課	
自転車関係は	TEL 419-1071/FAX 441-5603
上記以外は	TEL 419-1068/FAX 441-5603
福祉・介護保険課	TEL 419-1078/FAX 441-1455
地域保健福祉課	TEL 419-1100/FAX 441-0057

博多区社協事務所 TEL 436-3651/FAX 436-3652  
博多消防署 TEL 475-0119/FAX 475-0219

### 中 央 区

区役所	
総務課	TEL 718-1005/FAX 714-2141
企画振興課	TEL 718-1055/FAX 714-2141
地域支援課	TEL 718-1060/FAX 714-2141
市民課	TEL 718-1020/FAX 733-4840
管理調整課	TEL 718-1081/FAX 718-1079
地域整備課	TEL 718-1072/FAX 718-1079
生活環境課	TEL 718-1092/FAX 718-1079
福祉・介護保険課	TEL 718-1145/FAX 771-4955
地域保健福祉課	TEL 718-1111/FAX 734-1690

中央区社協事務所 TEL 737-6280/FAX 737-6285  
中央消防署 TEL 762-0119/FAX 762-0129

### 南 区

区役所	
総務課	TEL 559-5005/FAX 561-2130
企画振興課	TEL 559-5064/FAX 562-3824
地域支援課	TEL 559-5076/FAX 562-3824
市民課	TEL 559-5021/FAX 511-8560
地域整備課	TEL 559-5082/FAX 559-5096
維持管理課	TEL 559-5091/FAX 559-5096
生活環境課	TEL 559-5101/FAX 561-5360
福祉・介護保険課	TEL 559-5127/FAX 512-8811
地域保健福祉課	TEL 559-5133/FAX 512-8811

南区社協事務所 TEL 554-1039/FAX 557-4068  
南消防署 TEL 541-0219/FAX 552-8148

### 城 南 区

区役所	
総務課	TEL 833-4055/FAX 822-2142
地域支援課	TEL 833-4063/FAX 822-2142
市民課	TEL 833-4016/FAX 841-7740
地域整備課	TEL 833-4072/FAX 822-4095
維持管理課	TEL 833-4081/FAX 822-4095
生活環境課	TEL 833-4087/FAX 822-4095
福祉・介護保険課	TEL 833-4170/FAX 822-2133
子育て支援課	TEL 833-4108/FAX 822-2133

城南区社協事務所 TEL 832-6427/FAX 832-6428  
城南消防署 TEL 863-8119/FAX 865-3594

### 早 良 区

区役所	
総務課	TEL 833-4304/FAX 833-4388
地域支援課	TEL 833-4416/FAX 851-2680
市民課	TEL 833-4311/FAX 841-7840
地域整備課	TEL 833-4333/FAX 851-2952
維持管理課	TEL 833-4336/FAX 841-6687
生活環境課	TEL 833-4340/FAX 841-6687
福祉・介護保険課	TEL 833-4352/FAX 831-5723
地域保健福祉課	TEL 833-4363/FAX 833-4349
入部出張所	TEL 804-2015/FAX 803-0924

早良区社協事務所 TEL 832-7383/FAX 832-7382  
早良消防署 TEL 821-0245/FAX 822-1561

### 西 区

区役所	
総務課	TEL 895-7003/FAX 882-2137
防災・安全安心室	TEL 895-7037/FAX 882-2137
企画振興課	TEL 895-7032/FAX 885-0467
地域支援課	TEL 895-7036/FAX 882-2137
市民課	TEL 895-7010/FAX 883-2940
管理調整課	TEL 895-7042/FAX 882-6135
土木第1課	TEL 895-7043/FAX 882-6135
土木第2課	TEL 806-0411/FAX 807-3080
生活環境課	TEL 895-7054/FAX 882-2137
福祉・介護保険課	TEL 895-7063/FAX 881-5874
地域保健福祉課	TEL 895-7080/FAX 891-9894
西部出張所	TEL 806-0004/FAX 806-6811

西区社協事務所 TEL 895-3110/FAX 895-3109  
西消防署 TEL 806-0642/FAX 806-6462

※ 各施策については、それぞれの「問い合わせ先」へお尋ねください。

発行/ 令和4年4月  
福岡市市民局コミュニティ推進課  
福岡市中央区天神1-8-1  
TEL 711-4286  
FAX 733-5595